

## 「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」

### 一部変更（案）の概要

現行「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（平成 20 年 7 月）について、以下のとおり、思川開発事業、霞ヶ浦導水事業における記載内容の変更及びその他事業の削除が必要であるため、一部変更を行うものである。

#### (1) 記載内容の変更

##### ① 思川開発事業

付帯事項として、「当分の間、事業を継続しつつ、引き続きダム事業の検証を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行うものとする。」を追記

##### ② 霞ヶ浦導水事業

付帯事項として、「事業を継続しつつ、予定工期の見直しを速やかに行うものとする。」を追記

#### (2) その他事業の削除

事業の中止に伴い、倉渕ダム建設事業及び増田川ダム建設事業を削除

（なお、これに伴い、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量を変更）

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更（案）  
「新旧対照表（案）」

現行計画(平成 20 年 7 月 4 日閣議決定)	変 更 案
平成 20 年 7 月 4 日 閣議決定 平成 21 年 3 月 27 日 一部変更 平成 26 年 8 月 15 日 一部変更	平成 20 年 7 月 4 日 閣議決定 平成 21 年 3 月 27 日 一部変更 平成 26 年 8 月 15 日 一部変更 <u>平成●年 ●月 ●日 一部変更</u>
<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標</p> <p>(1) 水の用途別の需要の見通し (略)</p> <p>(2) 供給の目標</p> <p>これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。</p> <p>2に掲げる水資源開発のための施設とこれまでに整備した施設等により、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の 20 年に2番目の規模の渇水時における流況を基にすれば毎秒約 169 立方メートルとなる。なお、計画当時の流況を基にすれば、その水量は毎秒約 197 立方メートルである。また、農業用水の増加分である毎秒約 0.3 立方メートルを湯西川ダムにより供給する。</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 (利根川水系)</p> <p>(1) 思川開発事業</p> <p>事業目的 (略)</p> <p>事業主体 (略)</p> <p>河川名 (略)</p> <p>南摩ダム</p> <p>新規利水容量 (略)</p> <p>予定工期 昭和 44 年度から平成 27 年度まで</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標</p> <p>(1) 水の用途別の需要の見通し (略)</p> <p>(2) 供給の目標</p> <p>これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。</p> <p>2に掲げる水資源開発のための施設とこれまでに整備した施設等により、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の 20 年に2番目の規模の渇水時における流況を基にすれば毎秒約 168 立方メートルとなる。なお、計画当時の流況を基にすれば、その水量は毎秒約 196 立方メートルである。また、農業用水の増加分である毎秒約 0.3 立方メートルを湯西川ダムにより供給する。</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 (利根川水系)</p> <p>(1) 思川開発事業</p> <p>事業目的 (略)</p> <p>事業主体 (略)</p> <p>河川名 (略)</p> <p>南摩ダム</p> <p>新規利水容量 (略)</p> <p>予定工期 昭和 44 年度から平成 27 年度まで</p> <p><u>なお、当分の間、事業を継続しつつ、引き続きダム事業の検証を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行うものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>

現行計画(平成20年7月4日閣議決定)	変更案
<p>(3) 霞ヶ浦導水事業 事業目的 (略) 事業主体 (略) 河川名 (略) 最大導水量 (略) 予定工期 昭和51年度から平成27年度まで</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) その他事業</u> <u>上記の各事業のほか、河川総合開発事業として倉沢ダム建設事業(事業主体:群馬県)及び増田川ダム建設事業(事業主体:群馬県)を行う。</u></p> <p>(荒川水系) <u>(7) 以降 (略)</u></p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (略)</p>	<p>(3) 霞ヶ浦導水事業 事業目的 (略) 事業主体 (略) 河川名 (略) 最大導水量 (略) 予定工期 昭和51年度から平成27年度まで <u>なお、事業を継続しつつ、予定工期の見直しを速やかに行うものとする。</u></p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(荒川水系) <u>(6) 以降 (略)</u></p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (略)</p>